

令和5年11月定例会

建設委員会資料
(都市整備部)

公共交通網の再編について

検討を進めている公共交通網の再編について、バス路線再編検討の状況を報告するとともに、面的交通として導入する（仮称）エリアタクシーの今年度における実証運行等の実施について報告するものである。

1 公共交通網の再編の検討

9月市議会建設委員会で報告した、時間帯により異なる移動特性に対応する公共交通網への再編に向け、次のとおり検討を進めている。

(1) 再編のポイント

- ア 事業者の経済的合理性だけでなく、地域の移動手段確保という観点を重視
- イ 運行頻度向上のため、長距離路線を減らし、乗換えを前提として短い路線を組み合わせ
- ウ 運転士が一定程度減少することを想定し、現行より少ない車両台数で検討

(2) 各路線網の考え方

ア 朝夕の路線網

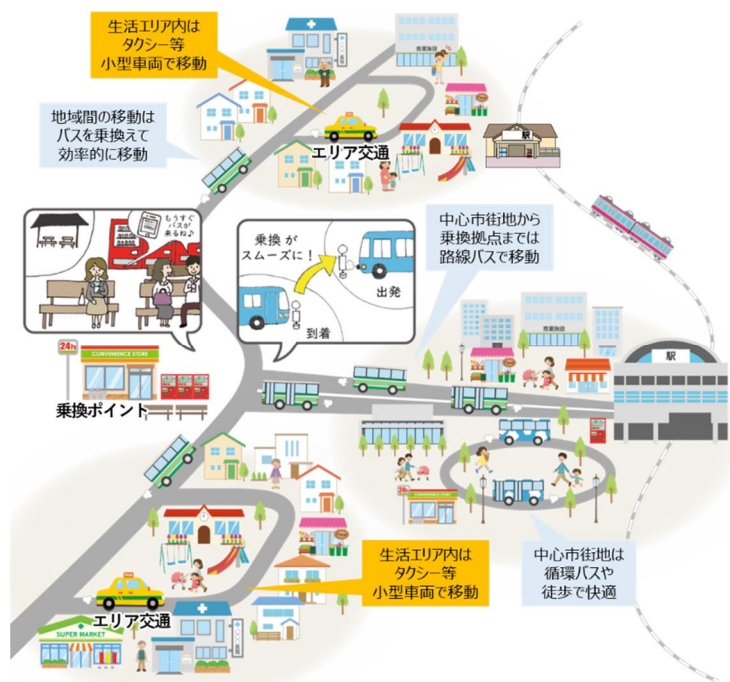
- ・地域間バランスを取りつつ、幹線路線と支線路線を組み合わせ
 - ・勤務地、総合病院、学校、駅、結節点を結び、朝夕の移動に対応する路線網
- 【幹線路線】結節点と主要施設を高頻度で運行する路線
- 【支線路線】居住地と結節点間等の移動をカバーする路線

イ 日中の路線網

- ・エリア交通の運行を前提とし、東西方向・南北方向の路線を組み合わせ
- ・各路線の交差ポイント、駅、主要バス停、総合病院等で各交通機関へ乗継ぎをしながら、多様な目的地へ移動できる路線網に

ウ 郊外部の路線網

- ・マイタウン・バスの安定運行を確保しながら、各地域の実情を踏まえた効率性と利便性の向上を図る。
- 例：予約制区域運行地域におけるバス停増設など



▲本市が目指す公共交通利用環境（P7に拡大図を掲載）

2 バス路線網の再編作業（P 8に再編路線イメージの拡大図を掲載）

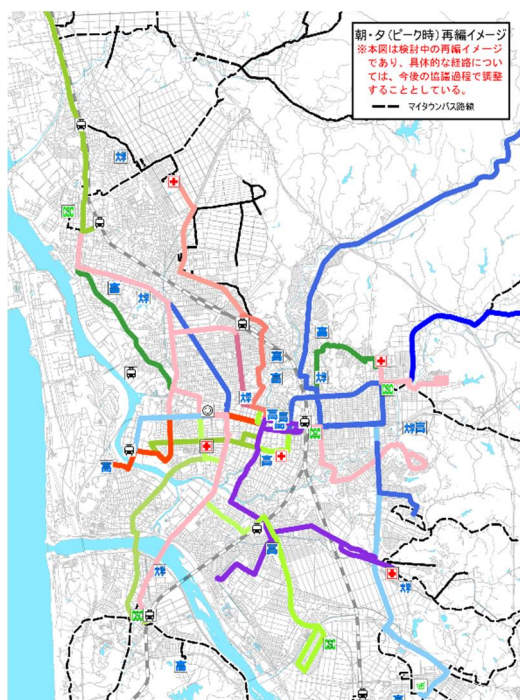
現在、バス路線網の再編に向けて、路線バス事業者である秋田中央交通株式会社と作業を進めており、地域間の偏りを是正しつつ、朝夕と日中に移動需要に対応した路線網案を協議しているところである。

(1) 再編の具体的な内容

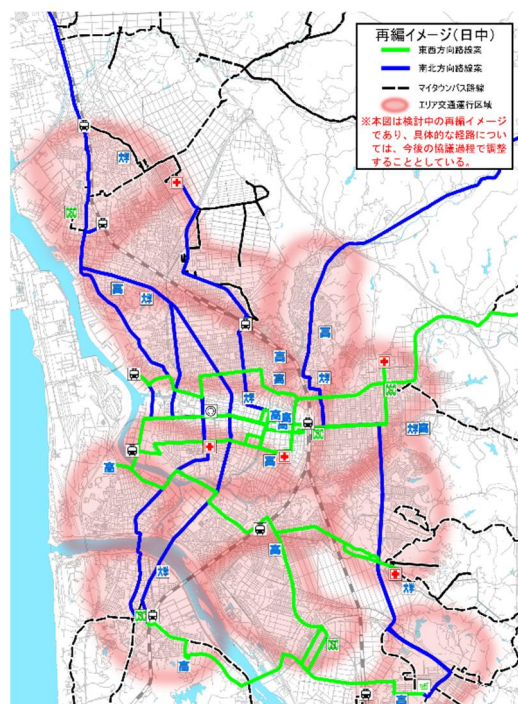
- ア バス運行頻度の調整：地域間で偏りがある路線バスの運行頻度を平準化
- イ 仮想ダイヤを編成：想定される車両台数をもとに、幹線路線と支線路線で運行可能なダイヤ案を編成

(2) 再編路線網で見込む効果

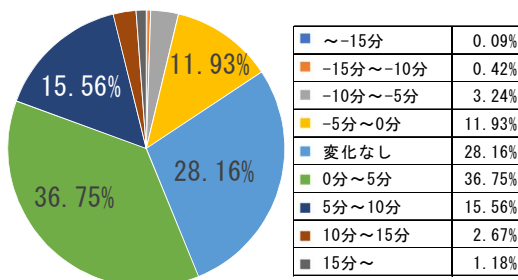
- ア 地域間の偏りを踏まえて再編路線網案を協議する中で、一定程度、運行頻度の平準化が可能であると見込んでいる。
- イ 昨年度の分析で活用した人流データと再編路線網案でカバーできる移動量を比較検討し、今のところの移動の約6割強を幹線でカバーできると見込んでいる。今後、支線等により残りの移動をどのようにカバーできるか検討していく。
- ウ 乗換えを前提とするため、所要時間および乗車時間については、若干増加すると見込んでいるが、その影響については今後ダイヤ編成を進める中で精査を行う。
※以下の再編イメージは検討中のものであり、経路については今後の協議過程で調整することとしている。



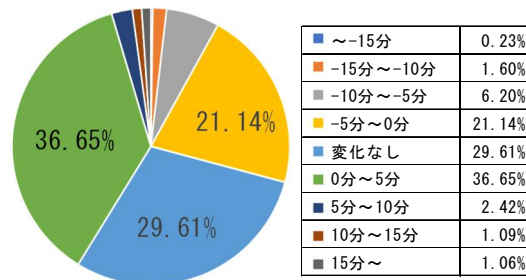
▲再編路線イメージ(朝・夕)



▲再編路線イメージ(日中)



▲所要時間変化内訳(朝・夕)

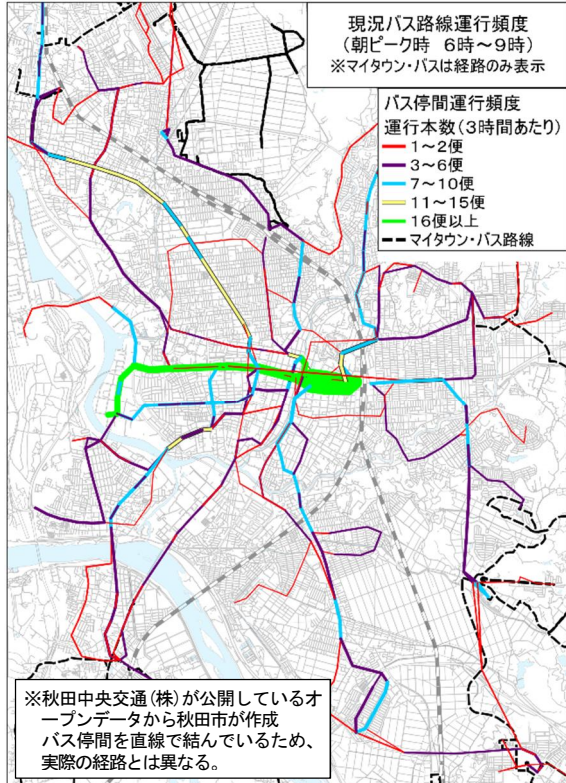


▲乗車時間変化内訳(朝・夕)

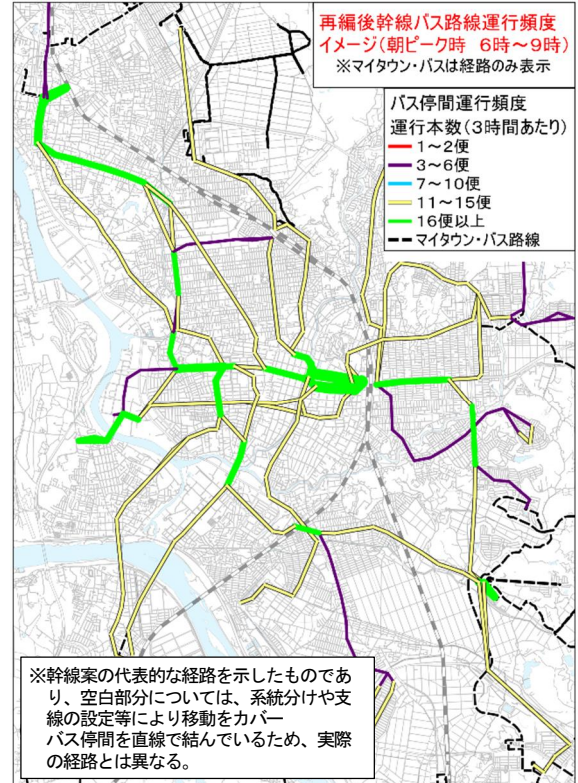
(3) 運行頻度の検討状況 (P 9、10に拡大図を掲載)

乗換えを前提とした短い路線の組合せにより、一部の路線に集中することなく、市域の幅広い地区において、高頻度運行を目指す。

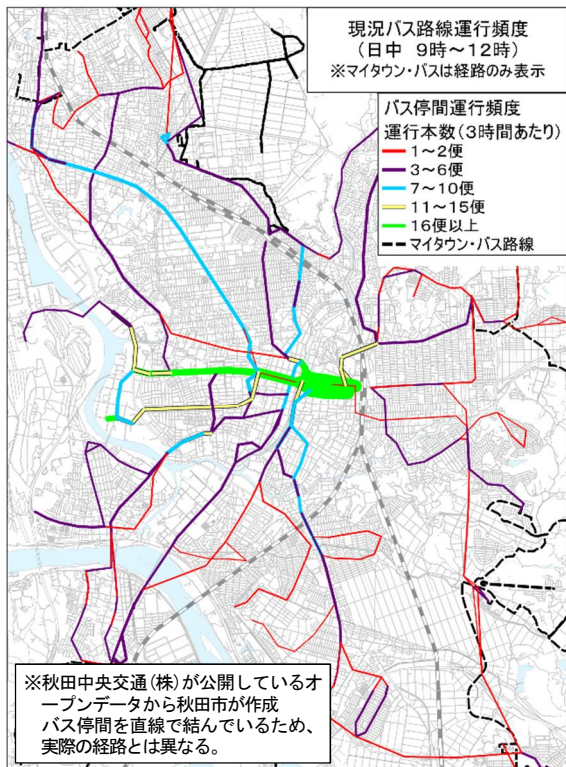
なお、以下の幹線バス路線運行頻度のイメージ図は、検討中の仮想ダイヤ案をもとに算出した頻度を分かりやすく示したものであり、今後、事業者と精査を進める。



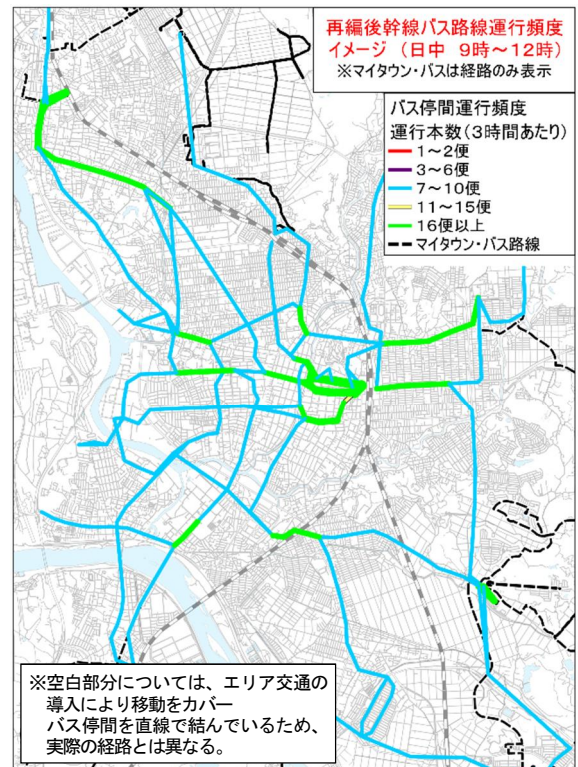
▲朝ピーク時間帯運行頻度(現況路線網)



▲朝ピーク時間帯運行頻度(再編後イメージ)



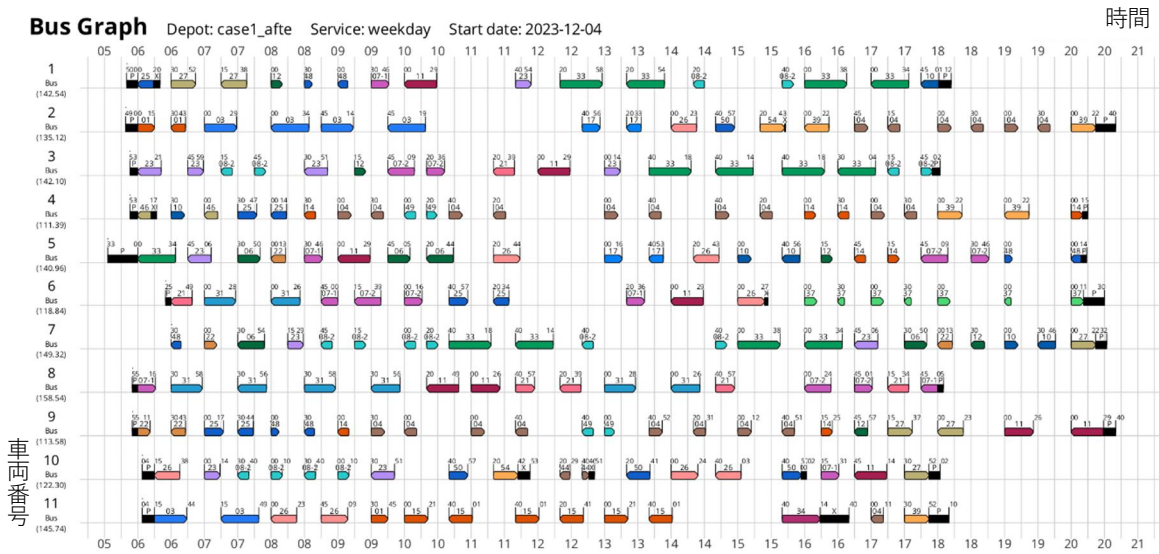
▲日中時間帯運行頻度(現況路線網)



▲日中時間帯運行頻度(再編後イメージ)

(4) 仮想ダイヤの検討状況

仮想ダイヤを元に、車両別の運行スケジュールを設定
実際に運行可能な台数を把握し、実現可能性を検証



▲車両運行スケジュール設定イメージ

3 エリア交通の運行について（運行内容はP 11、12参照）

9月市議会建設委員会での報告のとおり、地域におけるセーフティネットとして、日常生活に必要な買物やかかりつけ医への通院などに必要な移動を確保するため、次のとおりエリア交通の運行を開始する。なお、運行開始日については、現在事業認可申請中であり、今後変更になる可能性がある。

対象地域に対しては、利用方法・乗降ポイントを記載したチラシを広報あきたとともに全戸配布するほか、秋田市ホームページの活用やマスコミへの情報提供により周知を図ることとしている。

また、事業名称については、これまで「(仮称) エリアタクシー」としていたが、一般タクシーとの混同を避けるため、「秋田市エリア交通」として運行を開始することとする。

運行地区等

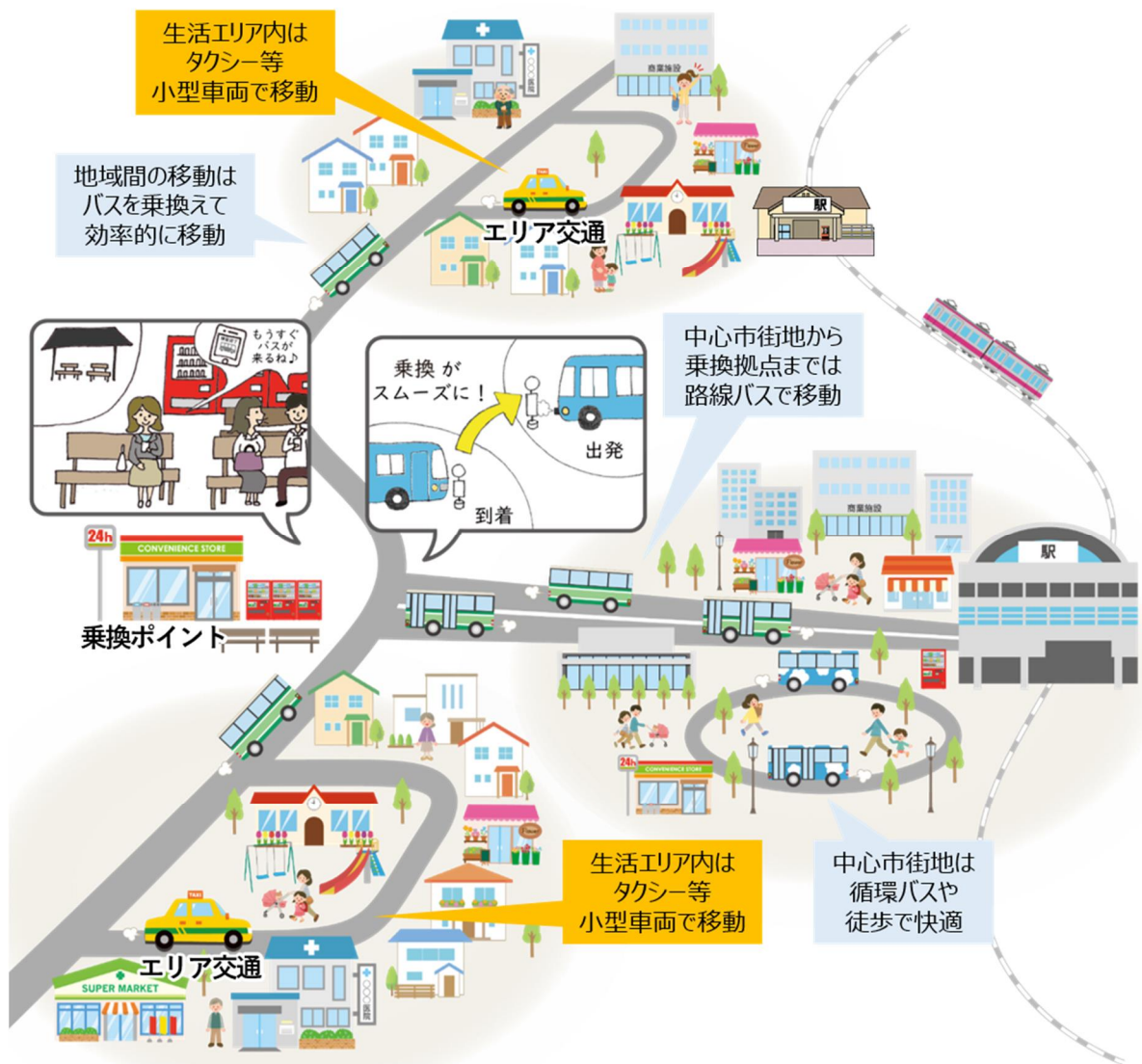
地区名	運行事業者	運行期間	備考
大住・仁井田・御野場地区	国際タクシー(株) 高尾ハイヤー(株)	令和5年12月25日(月) 運行開始	通年運行
御所野地区	高尾ハイヤー(株) 国際タクシー(株)	令和6年1月24日(水)～ 令和6年3月29日(金) 予定	実証運行
手形・旭川・添川・濁川地区	あさひ自動車(株)	令和6年1月26日(金)～ 令和6年3月29日(金) 予定	実証運行
勝平地区	勝平タクシー(株)	令和6年1月29日(月)～ 令和6年3月29日(金) 予定	実証運行

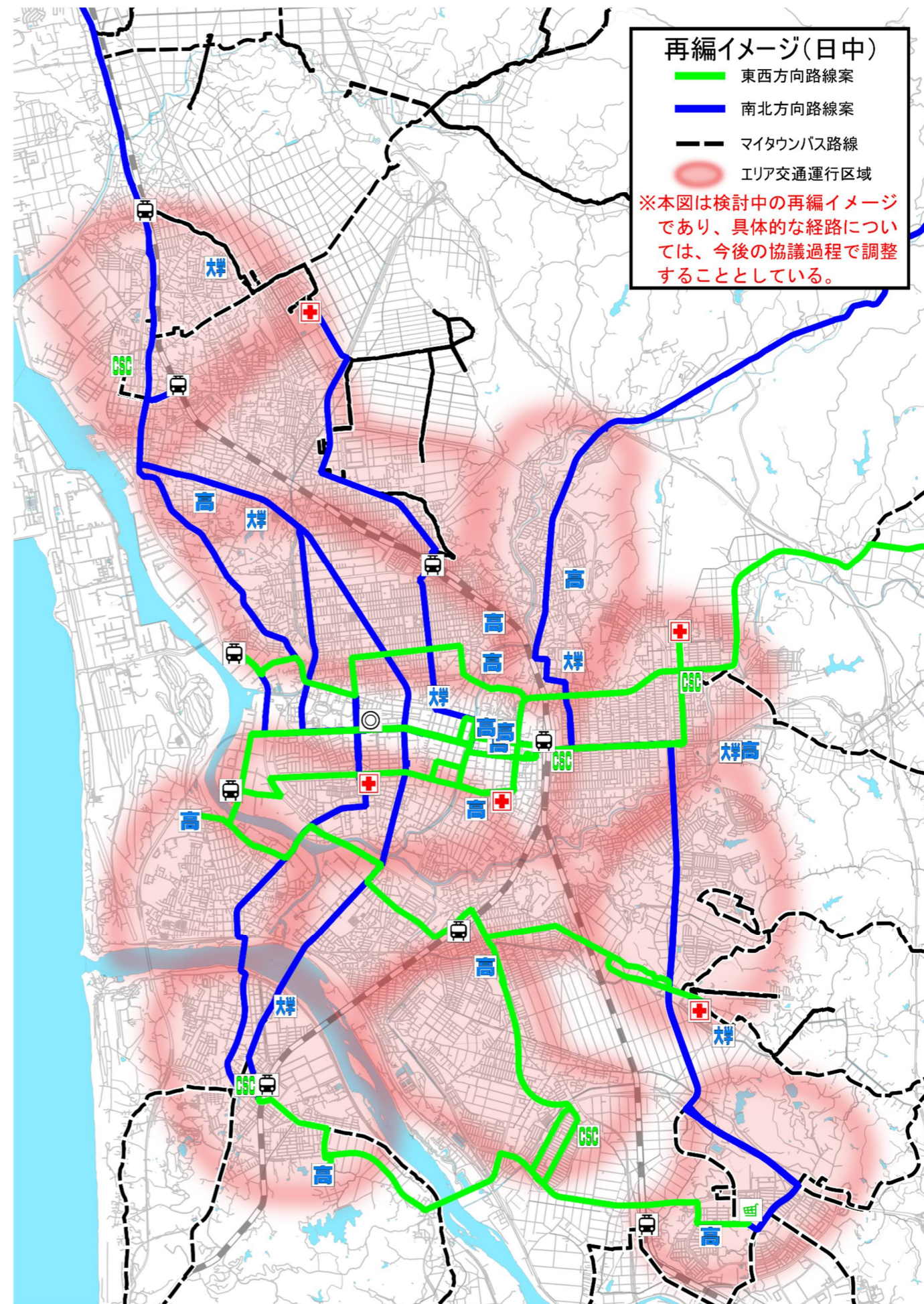
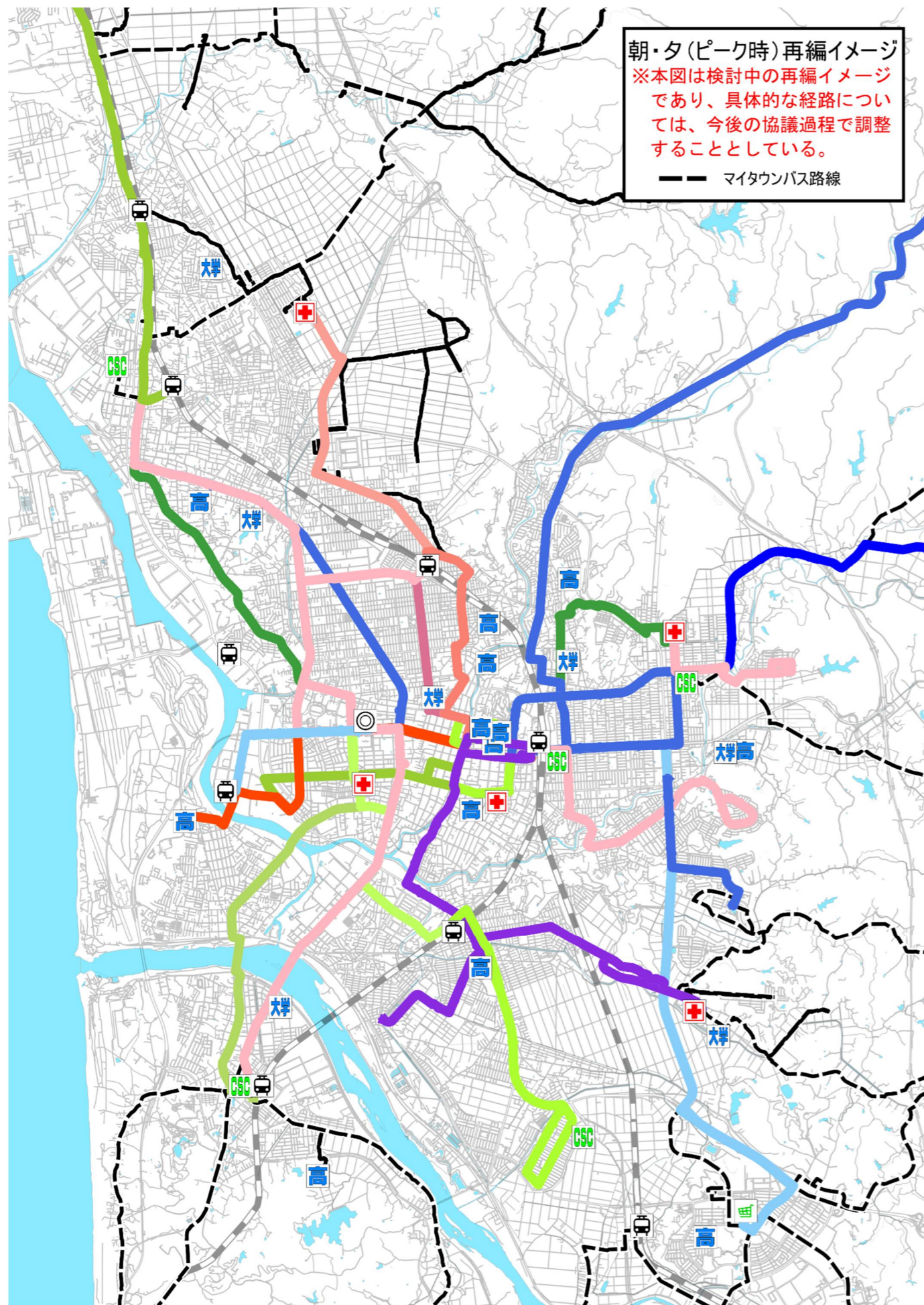
運行事業者は(一社)秋田県ハイヤー協会秋田支部からの推薦に基づき決定した。

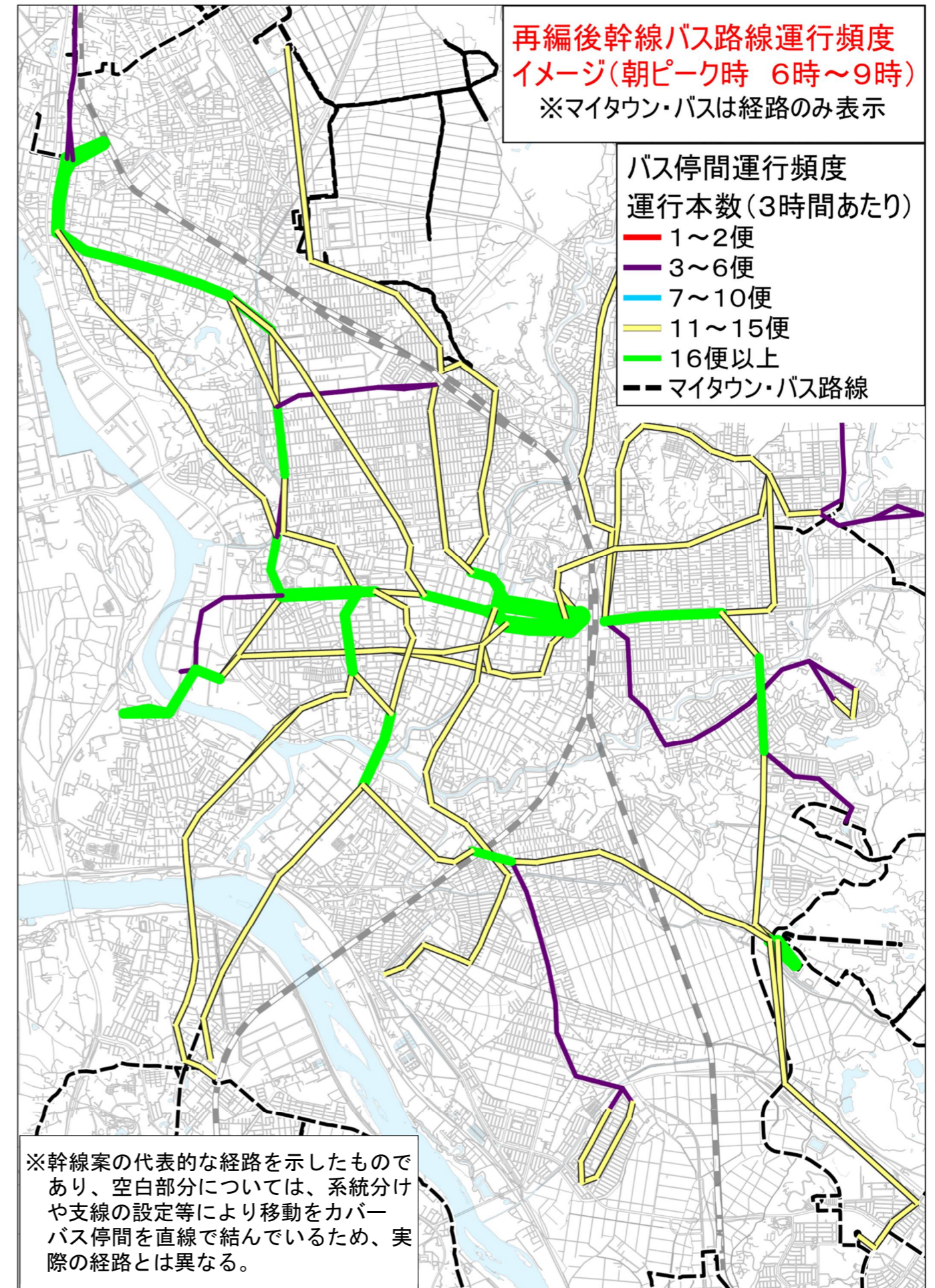
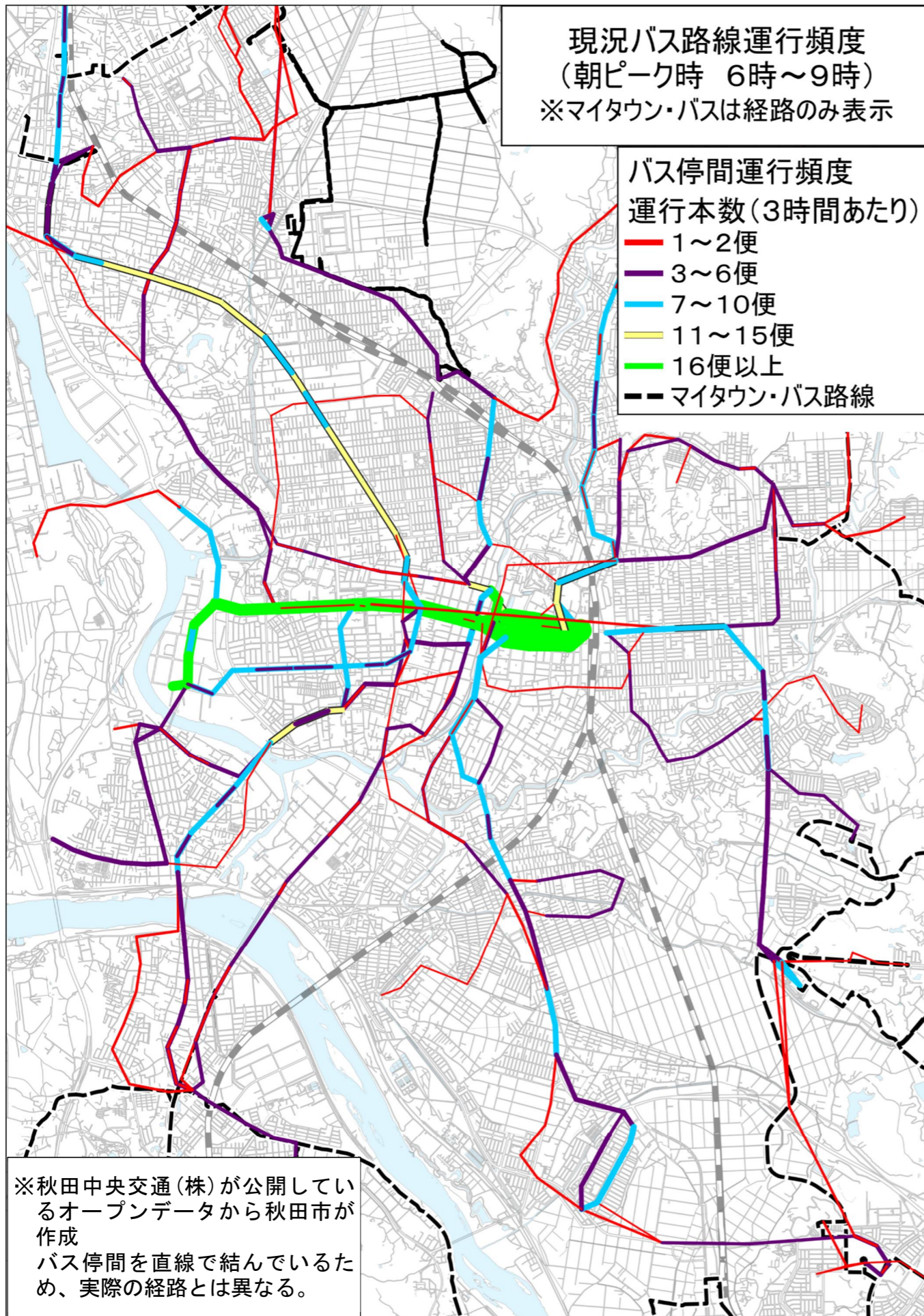
4 路線再編に向けたスケジュール

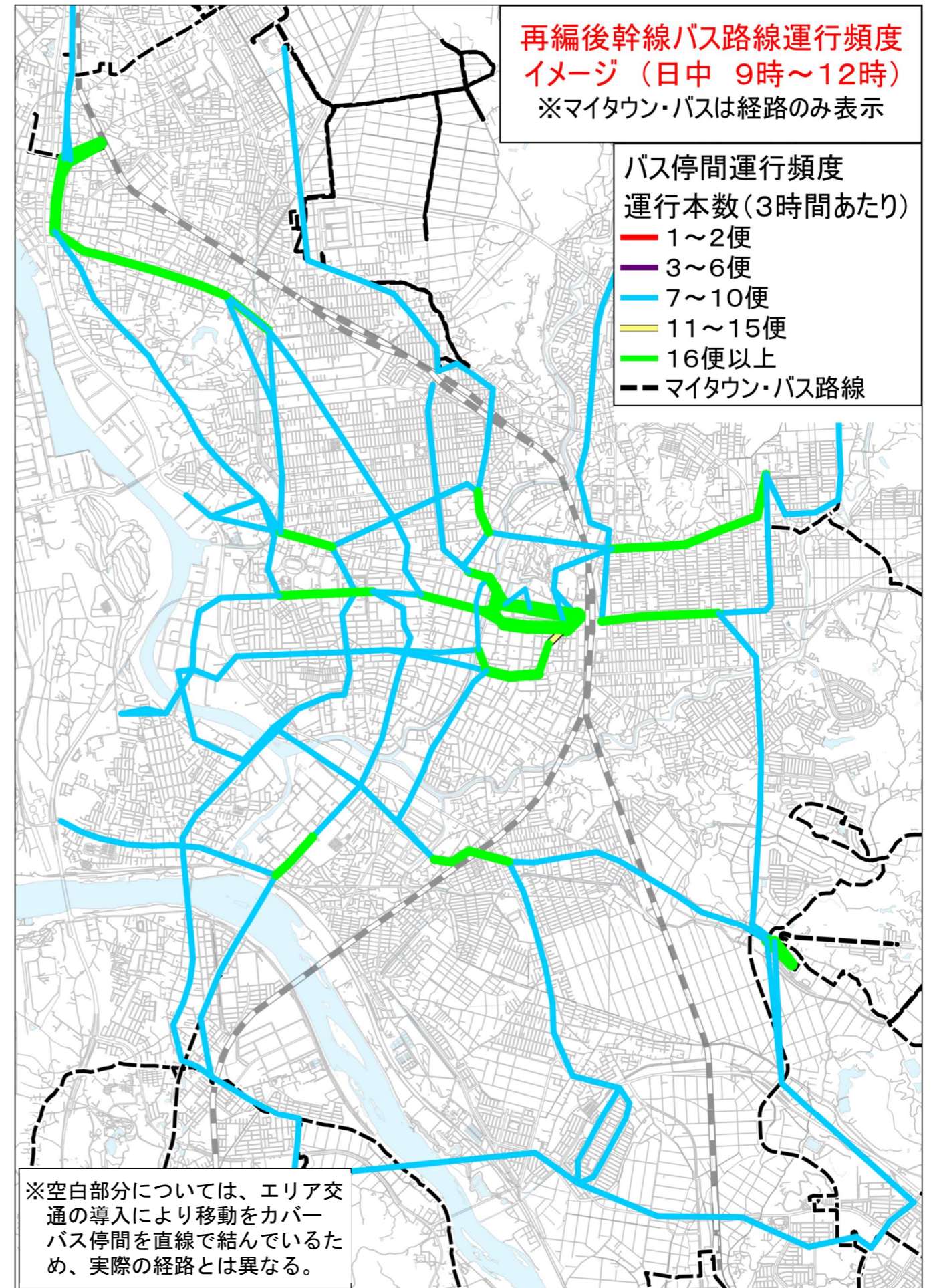
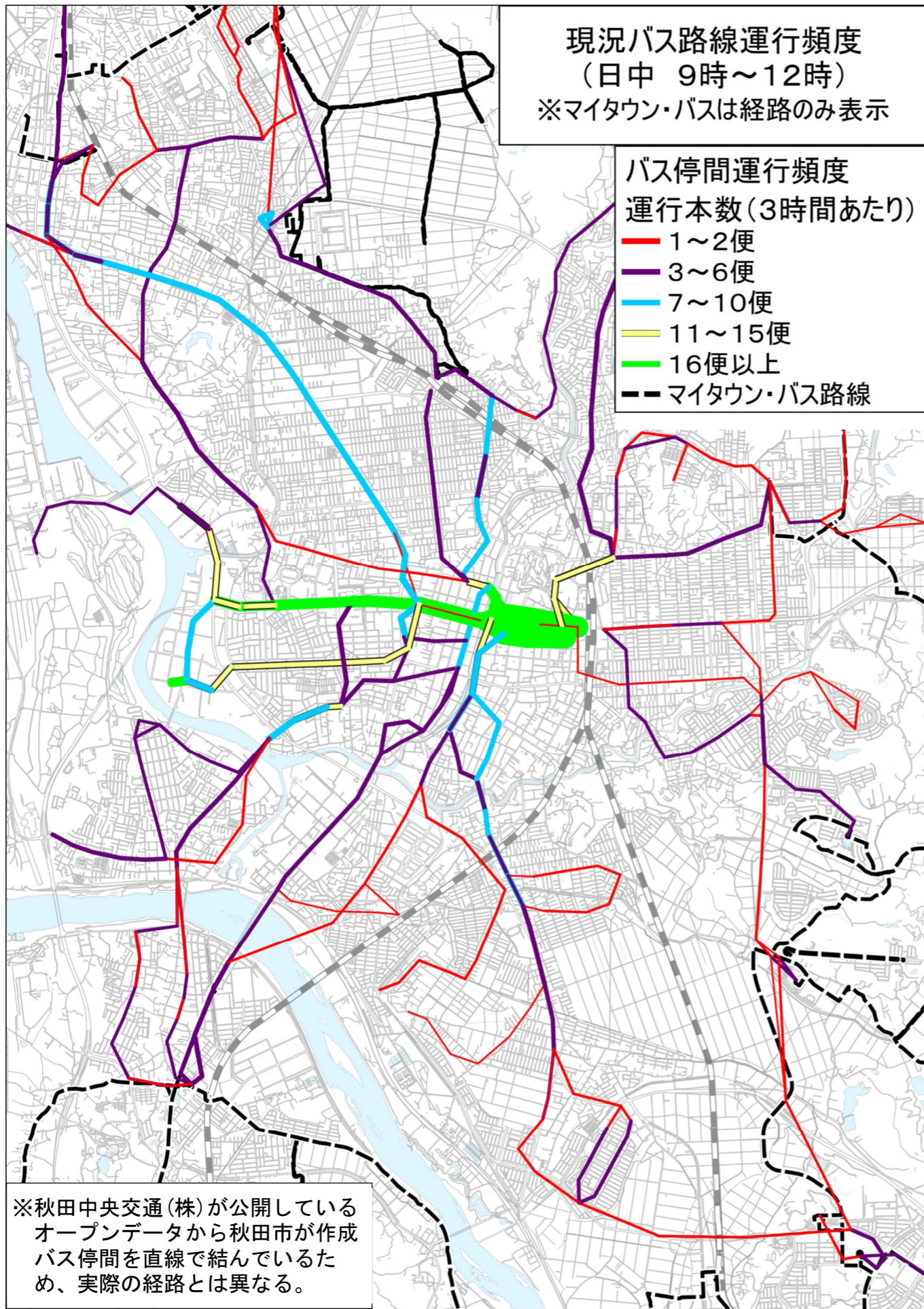
令和5年10月	バス事業者等との路線再編に向けた具体的協議開始
12月	市議会建設委員会で再編素案検討状況について報告
12月下旬	大住・仁井田・御野場地区におけるエリア交通運行開始
令和6年1月	次の地区でのエリア交通実証運行開始（～3月末） 手形・旭川・添川・濁川地区 御所野地区 勝平地区
3月	市議会建設委員会で再編路線案について報告 交通事業者と公共交通再編に向けた基本協定の締結
秋以降	新たな地区でのエリア交通運行開始（通年・実証含む）
6年度中	再編路線網への段階的移行開始

本市が目指す公共交通利用環境（第3次秋田市公共交通政策ビジョンより）











秋田市エリア交通運行開始

令和5年12月25日(月)から通年運行を開始します。
予約受付開始は12月20日(水)10:00からです。

秋田市では、地域における日常生活に必要な移動を確保するため、エリア交通（乗合タクシー）の運行を開始します。日頃の買物や、かかりつけ医への通院などにご利用ください。

エリア交通ってなに？

あらかじめ定められた乗降場所（バス停のようなもの）の間を、予約に応じて運行する新しい交通手段です。予約状況次第ですが、決まった経路はなく、区内の行きたい場所へ効率的に移動できる便利な交通手段です。

ただし、乗合での運行になるため、**回り道をしたり、乗車時刻・到着時刻の変更や、順番が前後する場合があります。**指定乗降場所以外での利用や、対象地区以外への移動、お急ぎの場合は一般タクシーをご利用ください。

運賃は？ 高くないの？

運賃は1人1回 300円です。降車時にお支払いください。運行区域を限定し、乗合とすることで、通常よりも安く利用できます。そのかわり、**指定乗降場所以外では利用できません。**

どこからどこまで行けるの？

裏面の地図に示された乗降場所であれば、自由に移動できます。ただし、**乗車後の目的地の変更や、予約した区間以外での利用はできません。**

銀行に寄ってからスーパーまでというような場合は、2回に分けての予約をお願いします。

どうやって使うの？

- ①インターネットや電話で事前予約が必要です。
- ②予約確定後、予約日時に乗車場所でお待ちください。
- ③目印がついた車両が来たら、お名前と目的地を伝えて乗車してください。
- ④運賃は降車時にお支払いください。お支払い方法は現金のみです。

乗車場所にいない場合は自動キャンセルになりますので、余裕をもって乗車場所にお越しください。また、ほかのタクシーに乗車しないようにご注意ください。

※バスのように予約時間になれば出発します。一般タクシーとは違いますのでご注意ください。

※車椅子でのご利用は予約センターにお問い合わせください。



ピンクの表示が目印です

エリア交通については<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kotsu/1007422/1037012.html>をご覧ください。秋田市交通政策課 ☎018-888-5766へお問い合わせください。

エリア交通の運行内容

大住・仁井田・御野場地区

運行時刻	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00
		13:00	14:00	15:00	16:00

上記時刻は出発時刻です。実際の乗車時刻は予約時にお伝えします。

運行日	月曜・水曜・金曜 (祝日、8/12~8/16、12/29~1/3を除く)
予約受付	乗車の5日前から 乗車の1時間前まで 。 電話予約の場合、8時発の便のみ前平日17時まで。
運賃	300円（小学生半額、未就学児は無料） お支払いは 現金のみ となります。シニアアキカや各種手帳による割引はありません。
運行事業者	国際タクシー(株)、高尾ハイヤー(株)

秋田市
エリア交通
乗降場所

運行曜日:月・水・金(祝日除く)
運行時間:午前8時~午後5時

999
〇〇市民
サービスセンター

ご予約は 018-803-9664
またはWEBから

▲乗車場所目印

エリア交通の予約方法

予約は、電話又はインターネットで受付しています。初回のみ、予約確認のためのお名前とお電話番号の登録が必要です。

予約センター:018-803-9664(平日8時~17時)

<https://passenger.savs.miraishare.com/akita/#/>



スマートフォンなどインターネットでのご予約 (簡単! オススメ! 24時間受付)

- ①上記URLを入力またはQRコードを読み取って、予約サイトにアクセスしてください。アプリのインストール等は必要ありません。
- ②ログイン後、順番に、乗車場所、目的地、乗車日時、利用人数を入力してください。
- ③乗車時刻のほか、予約内容が表示されます。内容に問題なければ「確定」してください。
- ④予約時刻になりましたら乗車場所でお待ちください。

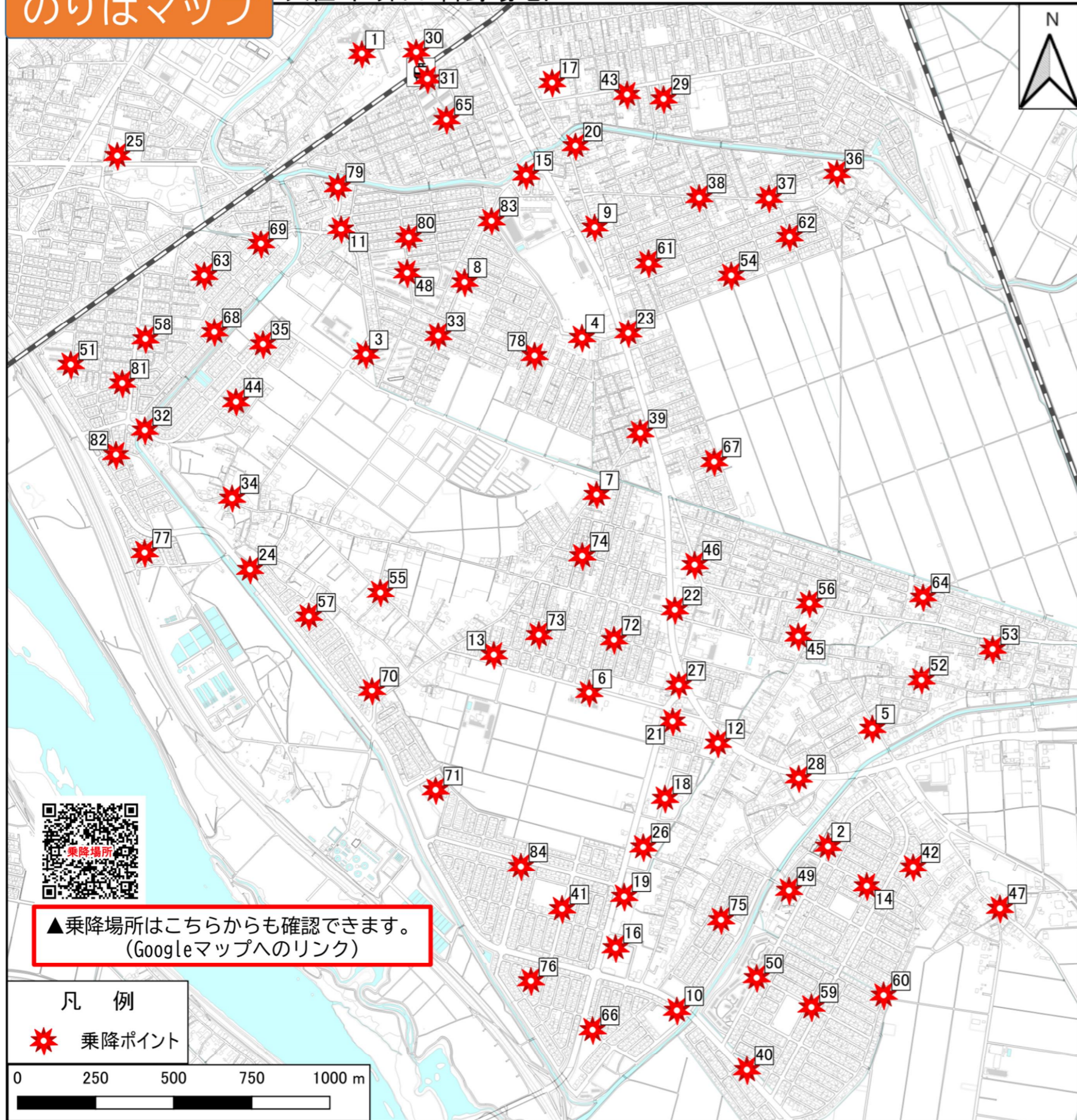
お電話でのご予約 (受付時間 8:00~17:00、平日のみ)

- ①上記の電話番号から予約センターに電話してください。
- ②受付係に、お名前・電話番号、希望乗車日時、乗車人数、乗車場所・目的地を伝えてください。**乗車場所・目的地は必ず番号と併せてお伝えください。**
- ③受付係から、乗車予定時刻をお知らせします。
- ④問題なければ、予約確定です。予約内容をメモなどし、予約時刻になりましたら、乗車場所でお待ちください。



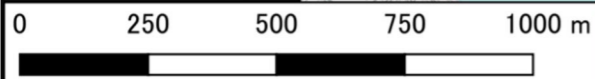
のりばマップ

大住・仁井田・御野場地区



▲乗降場所は こちらからも確認できます。
(Googleマップへのリンク)

凡 例
 乗降ポイント



乗降場所は、左図および下表のとおりです。電話予約の際は、必ず、乗降場所の番号と名称をお伝えください。予約の時間になったら乗降場所にある目印(右図。ピンク色)の近くでお待ちください。なお、乗降時の状況により、車両が目印の前まで乗り入れできない場合がありますので、その際はお声がけください。なお、予約時刻に乗車場所にいない場合は自動キャンセルとなります。一般タクシーのように待ちませんので、時間に余裕をもってお待ちください。

秋田市
エリア交通
乗降場所
運行曜日:月・水・金(祝日除く)
 運行時間:午前8時~午後5時
999
 ○○市民
 サービスセンター
 ご予約は 018-803-9664
 またはWEBから
お問い合わせ先:秋田市交通政策課 018-888-5766

番号	名称
1	回生会病院
2	御野場病院
3	山岸クリニック
4	ふき検診クリニック
5	阿部クリニック
6	永沢整形外科クリニック
7	すずき眼科
8	いちかわ内科クリニック
9	仁井田ゆいクリニック
10	小松こども医院
11	大住鈴木歯科医院
12	三浦歯科クリニック
13	御野場病院ケアプラザセンター
14	御野場病院在宅ケアセンター
15	ナイス仁井田店
16	マルダイおのぼ店
17	マルダイ牛島店
18	ナイス仁井田南店
19	サンデー御野場店
20	ツルハドラッグ秋田牛島店
21	セブンイレブン仁井田本町店
22	ローソン仁井田本町店
23	ファミリーマート仁井田栄町店
24	ファミリーマート仁井田新中島店
25	コープあきた茨島店
26	北都銀行秋田南支店
27	秋田信用金庫仁井田支店
28	仁井田郵便局
29	牛島東郵便局
30	羽後牛島駅西口(駐輪場前)
31	羽後牛島駅東口(駐輪場前)
32	牛島西四丁目バス停
33	大住三丁目バス停
34	大野四区バス停
35	みなみ野入口バス停
36	福島橋バス停
37	福島下丁バス停
38	福島入口バス停
39	大野口バス停(市道側)
40	御野場団地バス停
41	ニュータウン御野場バス停

番号	名称
42	南部市民サービスセンター
43	なんぴあ別館
44	大住コミセン
45	仁井田コミセン
46	バルコシティホール仁井田
47	旧中野バス停
48	県営大野住宅
49	県営住宅御野場第1団地
50	県営住宅御野場第2団地
51	牛島清水町市営住宅
52	目長田公民館
53	目長田団地町内会館
54	仁井田福島児童遊園地
55	大野会館前
56	上町公民館
57	新中島町内会館
58	牛島西四丁目町内会館
59	御野場南町内会館
60	御野場南町内会ゴミ集積所No.2
61	二ツ屋二丁目ゴミ集積所
62	福島一丁目ゴミ集積所
63	東湯敷町内会ゴミ集積所
64	仁井田仲谷地第二児童遊園地
65	牛島西二丁目第一街区公園
66	御野場第一街区公園
67	瑞穂街区公園
68	牛島南二丁目第一児童遊園地
69	牛島南一丁目街区公園
70	仁井田新中島第五児童遊園地
71	御野場第五街区公園
72	仁井田第一街区公園
73	落野街区公園
74	仁井田新田一丁目児童遊園地
75	御野場第二街区公園
76	御野場第三街区公園
77	仁井田新中島第三児童遊園地
78	仁井田湯中島児童遊園地
79	牛島南一丁目第一児童遊園地
80	湯中島街区公園
81	牛島南二丁目第三児童遊園地
82	仁井田新中島第一街区公園
83	ぽかぽかオレンジロード大住側入口
84	御野場新町一丁目20番付近水路脇

秋田市ホームページも合わせてご覧ください。【ページID:1037012】 <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kotsu/1007422/1037012.html>

秋田市マンション管理適正化推進計画（案）について

令和5年9月に策定した計画（素案）に対する意見公募（パブリックコメント等）を実施し、提出された意見等を反映した計画（案）を策定したものである。

1 背景・目的

令和4年4月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が改正され、マンション管理の適正化の推進に関する地方公共団体の権限が強化されたことや7月に実施したマンション管理実態調査の結果等を踏まえ、市としての基本的な方針を示す観点から本計画を策定するものである。

2 意見公募の実施内容

(1) 意見募集期間

令和5年10月10日（火）から令和5年11月10日（金）まで

(2) 募集方法

ア パブリックコメント

市ホームページへの掲載、各市民サービスセンター、当課窓口への意見箱設置

イ 市民100人会への依頼

対象者への郵送

(3) 意見の提出

提出者9名（うちア2名、イ7名） 意見数23件

(4) 主な意見内容

ア 本計画の対象マンションに関すること

イ マンション管理実態調査の結果に関すること

ウ 修繕積立金に関すること

エ マンション関係者の当事者意識に関すること

オ 管理計画認定制度に関すること など

3 計画（案）について

別紙「秋田市マンション管理適正化推進計画（案）」および「【概要版】秋田市マンション管理適正化推進計画（案）」のとおり

4 これまでの経過および今後のスケジュールについて

令和5年	7月	各マンション管理組合へ実態調査を実施
	8月	調査結果の集計、計画素案を作成
	9月	策定方針と計画素案について議会へ報告
	10月	意見公募（パブリックコメント等）を実施
	11月	計画案を作成
	12月	計画案について議会へ報告
令和6年	1月	計画策定および公表・周知
	2月	管理計画認定制度開始および公表・周知

【概要版】秋田市マンション管理適正化推進計画（案）

○計画策定の背景・目的

土地の有効活用や効率的な居住空間の確保の方策として、昭和40年代後半から建設が始まったマンションですが、初期に建設された建物は、すでに築40年超の高経年期に差し掛かり、これらの高経年マンションの劣化や管理不全が、周辺住民へ悪影響を及ぼす事例が全国的に社会問題化しています。本市においても、現在98棟あるマンションのうち、現在6棟（約6%）ある高経年マンションが10年後（令和15年）には約8倍の47棟（約48%）まで増加し、現存する市内マンションの約半数を高経年マンションが占める見通しです。

マンション居住者や周辺住民が安心して居住できる環境を維持するためには、各管理組合によるマンションの管理の適正化の推進が不可欠であることから、本市のマンションの管理の適正化の推進に関する基本的な方針を示すため、本計画を策定するものです。

○計画期間

令和5年度～令和15年度

○対象マンション

市内分譲マンション98棟
（本計画策定時点）

○主な課題

- 課題①
区分所有者の
当事者意識の不足
- 課題②
修繕積立金の不足
- 課題③
管理費・修繕積立金の
滞納状況
- 課題④
長期修繕計画の
作成状況
- 課題⑤
長期修繕計画の
見直しの実施状況

○基本目標

- 目標①
管理組合による管理の
適正化の推進
- 目標②
適正な修繕積立金
の徴収
- 目標③
管理費・修繕積立金の
滞納率改善
- 目標④
長期修繕計画の
作成率向上
- 目標⑤
長期修繕計画の
見直し率向上

○マンションの管理の適正化の推進を図るための施策

- ①管理計画認定制度の周知
 - ・マンション管理組合が作成した管理計画を地方公共団体が認定する制度。認定を受けた管理組合は固定資産税の減税等の優遇を受けられます。
- ②相談窓口の設置
 - ・マンション管理士会等と連携し、マンション管理組合や居住者向けの相談窓口の設置や無料相談会の開催を検討します。
- ③専門家の派遣
 - ・マンション管理組合が抱える個別の課題解決を目的に、マンション管理士や建築士、弁護士等の専門家を派遣する施策の実施を検討します。

○マンションの管理の適正化の推進に関する目標

項目	令和5年度 （結果）	令和15年度 （目標）
(1) 管理計画認定制度の利用件数	—	20件
(2) 修繕積立金をガイドライン目安額（下限額）以上徴収している管理組合の割合	19.4% (14/72)	30%
(3) 管理費・修繕積立金の滞納（3か月以上）がない管理組合の割合	52.8% (38/72)	65%
(4) 長期修繕計画を策定している管理組合の割合	77.8% (56/72)	90%
(5) 長期修繕計画の見直しを行ったことがある（行う予定がある）管理組合の割合	46.4% (26/56)	60%

(仮称) 秋田市空家等対策計画の素案について

本市の空き家等対策については、平成26年4月に「秋田市空き家対策基本方針」を策定し、各課で役割分担を図りながら実施してきたところであるが、「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)」の改正法が令和5年12月13日に施行され、活用の拡大、管理の確保および特定空家等の除却などの対策が強化される。

このため、本市においても、これまでの本市基本方針の内容や取組を継承しながら、総合的な空き家等対策の実施と強化を図るため、新たに「(仮称) 秋田市空家等対策計画」を策定するものである。

1 計画策定の趣旨および背景

空家等対策計画は、改正後の空家法第7条に規定する市町村が空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するために定めることができる計画である。

この計画は任意ではあるが、今般の空家法改正への対応や国の交付金等を活用した事業の展開を図るため、本計画を策定し、空き家対策の強化を図るものである。

2 空家法の改正内容

(1) 空き家等の活用拡大

ア 空家等活用促進区域

- ・市町村が区域や活用指針等を定め、用途変更や建替等を促進（接道規制や用途規制等の合理化）

イ 財産管理人による所有者不在の空き家の処分

ウ NPO法人等を空家等管理活用支援法人に指定 等

(2) 空き家等の管理の確保

- ・特定空家等になるおそれのある空き家（管理不全空家等）への措置 等

(3) 特定空家等の除却等

- ・緊急時の代執行制度の創設

- ・市町村による財産管理人の選任請求権の創設 等

3 素案について

(1) 計画策定の背景と趣旨

(2) 計画の位置づけ

(3) 計画期間 令和6年度から令和10年度までの5年間

(4) 計画の対象（対象地区、対象とする空き家等）

(5) 状況と課題（人口・世帯、空き家の状況等）

(6) 本市のこれまでの主な取組

(7) 空き家等の課題

ア 課題1 所有者の当事者意識の向上

イ 課題2 空き家等の解消に向けた相談や情報提供の充実

ウ 課題3 空き家等の利活用の推進

エ 課題4 増加する管理不全な空き家等への対応

オ 課題5 空き家等対策の実施体制の整備

(8) 基本目標

総合的な空き家等対策による安全・安心な秋田のまちづくり

(9) 基本方針および基本施策等

ア 基本方針1 所有者等への適正管理の啓発や相談体制の充実

- ・ 市民等への意識啓発と情報提供（拡充）
- ・ 空き家等の相談体制の充実
- ・ 空き家等の管理指針の周知（新規）
- ・ 空き家等の管理代行サービスの利用促進（新規）

イ 基本方針2 空き家等の発生予防

- ・ 空き家等となる前の対策や相続登記の必要性などの情報提供（拡充）
- ・ 空き家等に係る税制優遇措置の周知
- ・ 既存住宅に住み続けられるための支援

ウ 基本方針3 空き家等の利活用の促進

- ・ 空き家バンク等の活用（拡充）
- ・ 空き地バンクの設置の検討（新規）
- ・ 空き家等の利活用および流通促進のための支援
- ・ 空き家等の利活用促進のための様々な取組の検討（新規）

エ 基本方針4 管理不全な空き家等への対応の強化

- ・ 管理不全な空き家等の所有者への助言又は指導等や法的措置の実施（拡充）

- ・ 所有者不在空き家等への法的手続の実施（新規）
- ・ 管理不全空き家等の解体・撤去への支援（拡充）
- ・ 浸水被害空き家等に対する対応（新規）

オ 基本方針5 空き家等対策の実施体制の整備

- ・ 空き家等の調査（拡充）
- ・ 空き家等に関するデータベースの整備（拡充）
- ・ 市民等が相談しやすい窓口体制の検討（新規）
- ・ 庁内での連携体制の整備（拡充）
- ・ 関係団体等との連携体制の整備（新規）
- ・ 空家等管理活用支援法人の指定（新規）
- ・ 空き家条例改正の検討（新規）

(10) 空き家等対策の成果指標

(11) 計画の進捗管理

(12) 参考資料（空家法、空き家条例等）

4 意見公募（パブリックコメント）の実施について

(1) 実施予定期間 令和5年12月26日（火）～令和6年1月26日（金）

(2) 実施方法

ア ホームページ掲載

イ 市役所1F「市民の座」、各市民SC、防災安全対策課および住宅整備課窓口への意見箱設置

ウ 市民100人会への郵送

5 策定スケジュール

令和5年12月中旬

議会への素案の報告

令和5年12月下旬

パブリックコメントの実施

令和6年1月下旬

パブリックコメント終了

2月

計画案作成

3月中旬

計画案について議会へ報告

3月末

計画策定

4月

計画に基づく空き家等対策の実施

(仮称) 秋田市空家等対策計画 素案 (概要版 1 / 2)

■ 計画策定の背景と趣旨	P1	■ 計画期間	P3	■ 策定スケジュール
<p>今後も全国的に空き家等は増加することが想定され、除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要があることから、令和5年12月には改正空家法が施行されました。</p> <p>本市においても更なる空き家等の増加が懸念され、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に進め、対策を強化する必要があることから、これまでの本市基本方針の内容や取組を継承しながら、新たに「秋田市空家等対策計画」を策定します。</p>		<p>令和6年度 ～令和10年度</p> <p>※秋田市総合計画、秋田市住生活基本計画等の上位関連計画の改定に合わせ、見直しを実施</p>	<p>◇令和5年12月中旬 議会への素案の報告</p> <p>◇令和5年12月下旬 パブリックコメントの実施</p> <p>◇令和6年1月下旬 パブリックコメント終了</p> <p>◇令和6年2月 計画案作成</p>	<p>◇令和6年3月中旬 計画案について議会へ報告</p> <p>◇令和6年3月末 計画策定</p> <p>◇令和6年4月 計画に基づく空き家等対策の実施</p>

■ 現況の整理

P4～P12

人口・空き家等の動向

- 人口減少・少子高齢化の進展・加速
- 高齢者単身・夫婦世帯の増加
- 空き家は増加、賃貸・売却以外の空き家のうち6～7割は利活用可能
- 地価の下落、中古住宅流通は増加傾向

■ 本市のこれまでの主な取組

P13

秋田市空家対策基本方針（平成26年4月策定）に基づき取組を実施

これまでの取組

基本方針1 空き家所有者への適正管理の啓発

- 広報あきたへの掲載による適正管理の呼びかけ
- 固定資産税納税通知書へのチラシ同封による空き家適正管理の啓発

基本方針2 空き家の利活用

- 秋田市空き家バンク制度による利活用の推進
- 秋田市空き家定住推進事業による改修費への支援（補助）
- 秋田市空き家所有者等無料相談会の開催
- 空き家データベース作成による情報共有
- 住宅金融支援機構【フラット35】地域連携型による金利優遇

基本方針3 周辺環境に影響のある危険な空き家への対処

- 秋田市空き家等の適正管理に関する条例の制定
- 条例等に基づく危険な空き家の所有者への指導等
- 秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金による危険空き家の解体費への支援（補助）
- 金融機関との協定による空き家解体ローン金利優遇

基本方針4 新たな空き家の発生抑制のための対応策実施

- 秋田市住宅リフォーム支援事業によるリフォーム費用への支援（補助）
- 秋田市多世帯同居推進事業による同居のための改修費への支援（補助）
- 木造住宅耐震改修等事業による耐震診断および耐震改修への支援（補助等）
- 相続した空き家の譲渡所得3,000万円特別控除の周知および確認手続き

基本方針5 空き家対策への全庁的な取り組み

- 空き家に関する相談窓口と担当する役割分担の明確化

■ 空き家等の課題

P14～P15

課題1 所有者の当事者意識の向上

基本方針1、2

- 所有者としての当事者意識の向上
- 相続手続や成年後見制度などの周知

課題2 空き家等の解消に向けた相談や情報提供の充実

基本方針1、2

- 空き家等所有者への相談体制や情報提供の充実
- 空き家等となる前の啓発や情報提供の充実

課題3 空き家等の利活用の推進

基本方針2、3

- 空き家等の活用の推進
- 改修費用などへの支援

課題4 増加する管理不全な空き家等への対応

基本方針1、4

- 適正管理の啓発および支援
- 管理不全な空き家等への指導体制の強化
- 浸水被害を受けた空き家等への対応

課題5 空き家等対策の実施体制の整備

基本方針5

- 庁内の連携体制の整備
- 民間の関係団体との連携

■ 基本目標

P16～P18

総合的な空き家等対策による
安全・安心な秋田のまちづくり

基本方針1 所有者等への適正管理の啓発や相談体制の充実

- ◆ 市民等への意識啓発と情報提供
- ◆ 空き家等の相談体制の充実
- ◆ 空き家等の管理指針の周知
- ◆ 空き家等の管理代行サービスの利用促進

基本方針2 空き家等の発生予防

- ◆ 空き家等となる前の対策や相続登記の必要性などの情報提供
- ◆ 空き家等に係る税制優遇措置の周知
- ◆ 既存住宅に住み続けられるための支援

基本方針3 空き家等の利活用の促進

- ◆ 空き家バンク等の活用
- ◆ 空き地バンクの設置の検討
- ◆ 空き家等の利活用および流通促進のための支援
- ◆ 空き家等の利活用促進のための様々な取組の検討

基本方針4 管理不全な空き家等への対応の強化

- ◆ 管理不全な空き家等の所有者への助言又は指導等や法的措置の実施
- ◆ 所有者不在空き家等への法的手続の実施
- ◆ 管理不全空家等の解体・撤去への支援
- ◆ 浸水被害空き家等に対する対応

基本方針5 空き家等対策の実施体制の整備

- ◆ 空き家等の調査
- ◆ 空き家等に関するデータベースの整備
- ◆ 市民等が相談しやすい窓口体制の検討
- ◆ 庁内での連携体制の整備
- ◆ 関係団体等との連携体制の整備
- ◆ 空家等管理活用支援法人の指定
- ◆ 空き家条例の改正の検討

■ 空き家等対策の成果指標

P28

指標	定義	現状 (R4)	目標値 (R6～R10)
空き家相談会参加件数	空き家所有者等無料相談会の参加件数（参加件数の合計）	32件 (R4)	180件 (R6～R10)
特定空家等および管理不全空家等認定件数	特定空家等および管理不全空家等認定件数（認定件数の合計）	0件 (R4)	100件 (R6～R10)
老朽危険空き家等解体撤去補助金活用件数	老朽危険空き家等解体撤去補助金活用件数（活用件数の合計）	12件 (R4)	60件 (R6～R10)
空き家バンク登録物件数	空き家バンクの登録物件数（登録物件数の合計）	22件 (R4)	130件 (R6～R10)

P19～P27

空き家等対策の実施

※詳細は2ページ目参照

■基本目標に対する基本方針および空き家等対策の実施内容

基本目標	基本方針	基本施策	具体的な取組
総合的な空き家等対策による安全・安心な秋田のまちづくり	基本方針 1 所有者等への適正管理の啓発や相談体制の充実	① 市民等への意識啓発と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報、ホームページ等での情報提供 (継続) ・固定資産税納税通知書へのチラシ同封による情報提供 (継続) ・空き家ガイドブックの作成の検討 (新規)
		② 空き家等の相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田市空き家所有者等無料相談会の開催 (継続) ・秋田県主催の空き家相談会への参画 (継続)
		③ 空き家等の管理指針の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針に基づく、空き家等の適切な管理の指針の周知 (新規)
		④ 空き家等の管理代行サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・関係事業団体等との連携による空き家等の管理代行サービスの検討 (新規)
	基本方針 2 空き家等の発生予防	① 空き家等となる前の対策や相続登記の必要性などの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報、ホームページ等での情報提供 (再掲・継続) ・空き家ガイドブックの作成の検討 (再掲・新規) ・秋田市空き家所有者等無料相談会の開催 (再掲・継続) ・秋田県主催の空き家相談会への参画 (再掲・継続)
		② 空き家等に係る税制優遇措置の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・相続した空き家等に係る譲渡所得の特別控除の周知および確認書発行手続 (継続) ・低未利用地に係る譲渡所得の特別控除の周知および確認書発行手続 (継続)
		③ 既存住宅に住み続けられるための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅リフォーム支援事業による改修費の支援 (補助) (継続) ・多世帯同居推進事業による改修費の支援 (補助) (継続) ・木造住宅耐震改修等事業による耐震診断や耐震改修の支援 (補助等) (継続)
	基本方針 3 空き家等の利活用の促進	① 空き家バンク等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンク制度の活用および推進 (継続) ・住宅情報ネットワークサイトの活用および推進 (継続) ・全国版空き家・空き地バンクへの参画による情報発信 (継続) ・住宅の利活用に向けたセミナー等の開催の検討 (新規)
		② 空き地バンクの設置の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・空き地バンク制度の設置の検討 (新規) ・住宅情報ネットワークサイトの活用および推進 (再掲・継続) ・全国版空き家・空き地バンクへの参画による情報発信 (再掲・継続)
		③ 空き家等の利活用および流通促進のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅リフォーム支援事業による改修費の支援 (補助) (再掲・継続) ・空き家定住支援事業による改修費の支援 (補助) (継続) ・多世帯同居推進事業による改修費の支援 (補助) (再掲・継続) ・住宅金融支援機構【フラット35】地域連携型による金利優遇 (継続) ・木造住宅耐震改修等事業による耐震診断や耐震改修の支援 (補助等) (再掲・継続)
		④ 空き家等の利活用促進のための様々な取組の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家等や低未利用地解消のためのランドバンク事業実施の可能性の検討 (新規) ・空き家等の様々な活用方法に対する支援の検討 (新規)
	基本方針 4 管理不全な空き家等への対応の強化	① 管理不全な空き家等の所有者への助言又は指導等や法的措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特定空家等および管理不全空家等の認定基準の策定 (新規) ・特定空家等および管理不全空家等の助言又は指導 (継続) ・改善が見られない特定空家等および管理不全空家等への勧告、命令および行政代執行実施の検討 (新規) ・条例に基づく緊急安全措置の実施 (継続) ・法に基づく緊急行政代執行の実施の検討 (新規)
		② 所有者不在空き家等への法的手続の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特定空家等および管理不全空家等の解消のための財産管理制度活用の検討 (新規)
		③ 管理不全空家等の解体・撤去への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽危険空き家等解体撤去補助金による解体費用への支援 (補助) (継続) ・金融機関との協定による空き家解体ローンの金利優遇 (継続) ・解体業者関係団体等との連携による解体業者紹介の手法の検討 (新規)
		④ 浸水被害空き家等に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害空き家等の調査および所有者への指導 (新規) ・老朽危険空き家等解体撤去補助金による解体費用への支援 (補助) (再掲・継続) ・金融機関との協定による空き家解体ローンの金利優遇 (再掲・継続) ・解体業者関係団体等との連携による解体業者紹介の手法の検討 (再掲・新規)
	基本方針 5 空き家等対策の実施体制の整備	① 空き家等の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの通報や日常的なパトロールによる空き家等の把握 (継続) ・効率的な空き家調査手法の検討および実施 (新規) ・所有者意向調査の検討および実施 (新規)
		② 空き家等に関するデータベースの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家等データベースの整備および庁内での情報共有 (見直し) ・空き家等データベースシステム導入の検討 (新規)
		③ 市民等が相談しやすい窓口体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等が相談しやすい相談体制の検討 (新規)
		④ 庁内での連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策チームによる各課所室の役割分担や連携体制の整備 (見直し) ・空き家対策チーム等による庁内連絡会議による空き家等対策の検討 (新規)
		⑤ 関係団体等との連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体等と連携した空家等対策協議会設置の検討 (新規)
⑥ 空家等管理活用支援法人の指定		<ul style="list-style-type: none"> ・空家等管理活用支援法人の指定の検討 (新規) 	
⑦ 空き家条例の改正の検討		<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な空き家等対策の実施に向けた空き家条例の改正 (新規) 	